

委託番号	6101
契約形態	業務委託

委託仕様書

- 1 委託名 事前調査委託（単価契約）
- 2 履行期間 令和7年（2025年）4月1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市内全域
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）。ただし、委託料は、あらかじめ定め
た単価に発注数量を乗じ、別途、消費税及び地方消費税を加えた
ものとする。
- 5 委託内容
 - (1) 目的
本業務委託は、事前調査委託について、適切な運用が図られることを目的と
する。
 - (2) 適用範囲
本業務委託は、本仕様書に従い実施するものとし、特に定めのない事項につ
いては、埼玉県が定める地盤変動影響調査等仕様書を準用し実施するものとする。
また、本仕様書に明示のないものは事前に発注者の承諾を得るものとする。
なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるも
のとする。
 - (3) 調査
建物所有者立会いで行い、調査完了後現在の状況等を所有者に説明すること。
 - (4) 作業内容
損傷箇所等の測定、写真撮影、平面図等の作成のための調査及び資料整備一
切とする。
 - (5) 写真撮影
損傷箇所は全体が分かる遠景写真と損傷の状態がわかる接写の2種を撮影す
るものとし、損傷箇所が高所にある場合等は望遠レンズを使用するものとする。
カラーフィルム又は修正、書き込み、削除等の防止措置がされたSDカード（デ
ジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。）を使用するもの
とする。
また、写真撮影に使用したカラーフィルム又はSDカードは、成果品に含め
提出するものとする。

(6) 資料調査

建築物調査は基礎構造について、図面収集や聞取り等を行い、可能な限り把握するものとする。

6 提出書類

提出書類については、次のとおりとする。

- (1) 着手届、技術管理者届（経歴書を添付したもの。）、照査技術者届（経歴書を添付したもの。）、担当技術者名簿（経歴書を添付したもの。）及び委託業務工程表を契約締結後直ちに提出するものとする。
- (2) 委託業務完了報告書、委託業務完了検査願、納品書及び成果品引渡書を業務完了後、成果品とともに提出するものとする。

7 技術管理者、現場責任者、担当技術者

- (1) 技術管理者は契約書第3条に定める業務主任技術者とし、契約に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- (2) 技術管理者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するものでなければならない。
- (3) 技術管理者は監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- (4) 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。
- (5) 現場責任者及び技術管理者はこれを兼ねることができる。
- (6) 受注者は、業務の進捗を図るため、必要な技術者を担当技術者として配置することができるものとする。
- (7) 測量作業における「担当技術者」は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

8 成果品

成果品は、埼玉県が定める地盤変動影響調査等仕様書によるほか次のとおりとする。

- (1) 工作物配置図（撮影方向・番号を含む。各図面共通）
建物は投影とし、主に外部の損傷状況について明示するとともに、隣接する道水路の状況を記入する。
- (2) 立面図
立面図は、建物のほか、ブロック塀等の工作物についても作成する。縮尺は、建物については、100分の1、工作物については、おおむね50分の1とする。

(3) 展開図

展開図は、タイルが使用されている浴室、便所等について作成し、縮尺は、おおむね50分の1とする。

(4) 亀裂測定

タイルを除き亀裂は、0.5mm単位（切上げ）で測定し、0.5mmに満たないものは、ヘアークラックと表示する。

9 納品

調査の成果品は、報告書の正本・副本、原図・ネガ集とする。なお、正本はCD-R、事前調査の副本は合冊形式とする。

10 費用の負担

業務の実施、検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

11 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守するものとする。

12 損害賠償

受注者は、本業務委託作業中に生じた事故については、全て責任を負い、速やかに損害賠償等の交渉に応じ、適切な処理を行うものとする。また、発注者への処理事項の報告も併せて行うものとする。

13 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者協議の上、これを定めるものとする。

14 環境への配慮

草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

15 守秘義務

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

16 不当要求行為の排除対策

草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第15

5号) 第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) 受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- (2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

17 人権尊重

業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

18 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話048（922）1129（直通）

- (2) 契約締結後の問合せ先

草加市役所 河川課 工務係

電話048（922）2179（直通）

草加市役所 道路整備課 工務係

電話048（922）2197（直通）

草加市役所 都市計画課 計画係

電話048（922）1790（直通）

草加市役所 新田駅周辺土地地区画整理事務所 工務係

電話048（954）6371（直通）

草加市役所 下水道課 工務係

電話048（922）2387（直通）

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事

務に係る個人情報当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(個人情報の取扱い状況に係る検査)

第11条 受注者は、年間1回以上、個人情報取扱特記事項遵守状況確認報告書を、第3条の規定により承認を受けた場所、第4条の規定により個人情報を保管している場所、個人情報の管理に関する責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制その他の個人情報の管理の状況がわかる資料とともに発注者に提出することとする。発注者はその内容を精査し、必要があると認められるときは、受注者に対し、立入検査又は立入検査に相当する調査措置を講ずることができる。

(その他)

第12条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

事前調査委託(単価契約)

番号	名称	規格	単位	業務価格(円)
1	打合せ[地盤変動影響調査・基本額]	環境調査	業務	
2	地盤変動影響調査[木造建物]	木造建物A、70㎡未満	棟	
3	地盤変動影響調査[木造建物]	木造建物A、70㎡以上130㎡未満	棟	
4	地盤変動影響調査[木造建物]	木造建物A、130㎡以上200㎡未満	棟	
5	地盤変動影響調査[木造建物]	木造建物A、200㎡以上300㎡未満	棟	
6	地盤変動影響調査[木造建物]	木造建物A、300㎡以上450㎡未満	棟	
7	地盤変動影響調査[木造建物]	木造建物C、70㎡未満	棟	
8	地盤変動影響調査[木造建物]	木造建物C、70㎡以上130㎡未満	棟	
9	地盤変動影響調査[木造建物]	木造建物C、130㎡以上200㎡未満	棟	
10	地盤変動影響調査[木造建物]	木造建物C、200㎡以上300㎡未満	棟	
11	地盤変動影響調査[木造建物]	木造建物C、300㎡以上450㎡未満	棟	
12	地盤変動影響調査[非木造建物]	非木造建物A、200㎡未満	棟	
13	地盤変動影響調査[非木造建物]	非木造建物A、200㎡以上400㎡未満	棟	
14	地盤変動影響調査[非木造建物]	非木造建物A、400㎡以上600㎡未満	棟	
15	地盤変動影響調査[非木造建物]	非木造建物C、200㎡未満	棟	
16	地盤変動影響調査[非木造建物]	非木造建物C、200㎡以上400㎡未満	棟	
17	地盤変動影響調査[非木造建物]	非木造建物C、400㎡以上600㎡未満	棟	
18	地盤変動影響調査[附帯工作物等]	100㎡未満	箇所	
19	地盤変動影響調査[附帯工作物等]	100㎡以上300㎡未満	箇所	
20	地盤変動影響調査[附帯工作物等]	300㎡以上630㎡未満	箇所	
21	地盤変動影響調査[附帯工作物等]	630㎡以上1300㎡未満	箇所	

※外壁込工作物は、建物外部・内部の調査箇所の割合を4:6とし、建物延面積に0.4を乗じて面積区分を決定するものとする。